

平成25年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省25-43)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理			担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。			政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。 指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。		目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」		政策評価実施予定時期	平成26年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	100	—	一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。				
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	100	—	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針				
3 中間貯蔵施設の供用開始	供用開始	H27年	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		25年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等		平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度					
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)	45,148 (1,281)	129,536 (9,328)	97,100	1	「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。		323 復185
(2) 事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業	—	—	39	1 2	汚染廃棄物の処理を行った一般廃棄物処理施設の事故由来放射性物質による汚染状況を把握し、一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルを策定して、市町村等において適切な解体・整備作業が確保されるよう技術的支援を行う。		新25-005
(3) 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【再掲:25-44】	1,051 (495)	2,000 (181)	14,645	1 2 3	除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。		325
(4)							
(5)							

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-44)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等		担当部局名	放射性物質汚染対処特措法 施行チーム	作成責任者名	森下 哲	
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。		政策体系上の 位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処			
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。	目標設定の 考え方・根拠	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等		政策評価実施 予定時期	平成26年6月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	平成25年度 (ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態	平成25年8月末まで	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
4	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約60%減少した状態	平成25年8月末まで	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
5	中間貯蔵施設の供用開始	供用開始	平成27年	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度					
(1)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)	199,662 (73,949)	372,090 (160,463)	497,796	1.2.3.4	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域の生活圏における除染、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動の支援等を行う。	324
(2)	中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【関連:25-43】	1,050 (495)	2000 (7)	14,645	5	除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。	325

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-45)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				担当部局名	放射線健康管理担当参事官室			作成責任者名 (※記入は任意)	桐生 康生		
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ健康管理の実施を支援する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処						
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消			目標設定の考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針			政策評価実施予定時期	平成26年6月			
測定指標	基準	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1 被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況	-	-	被ばく線量評価システム開発	26	事故初期のヨウ素等単半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発	内部被ばく及び外部被ばく線量推計の精緻化及び全体の被ばく線量推計手法の開発	被ばく線量評価システムの構築	-	-	原子力被災者の被ばく線量を把握することは、健康リスク評価を行うための基礎データとして重要であることから、被ばく線量(内部及び外部)評価システムを開発し、県民健康管理調査を支援する。		
2 安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況	-	-	健康不安の解消	-	基礎資料の作成研修の実施(46回)	基礎資料の更新研修等の実施(50回以上)	基礎資料の更新研修等の実施	基礎資料の更新研修等の実施	基礎資料の更新研修等の実施	一元的でわかりやすい統一的な基礎資料の作成・更新、講師の育成、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修の実施、住民との意見交換会の開催等により不安の解消を図る。研修開催回数は県等からの要望を聴取し決定するため、26年度以降は未定。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度										
(1) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査 (平成23年度)	78,182 (78,182)	1,900 (1,100)	1,400	1.2	福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、県民健康管理調査の前提となる、放射線による健康影響に関する調査研究、被ばく線量評価に関する研究調査、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。					335		
(2) 核燃料サイクル関係推進調整等委託費 (平成12年度)	0.25 (0.25)	0.25 (0.12)	0.25	-	東海村ウラン加工施設の臨界事故による周辺住民の健康不安の解消を図るため、東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。					334		
(3) 放射線被ばくによる健康影響調査等事業費 (平成25年度)	-	-	10	-	福島県内外の現地において、健康不安対策が効果的に進むよう、人材育成や中心拠点の整備を図るための調整を行う。また、関係省庁等が提供している放射線による健康影響等に関する基本的な情報や調査研究、講演会や説明会開催の情報等について、関係省庁等の協力のもと、環境省において定期的にとりまとめ、一元的に提供するポータルサイトを開設・運営する。					新25-034		